

委託業務仕様書

1 業務名

起業体験プログラム型セミナー実施業務

2 業務目的

潜在的創業者が気軽に参入しやすく、コストを抑えることができるECサイトでの販売体験を行い、商品発案から販売・分析まで一括して体験できるプログラムを実施することで、創業に関する理解と関心を高め、創業機運の醸成を図り、地域活性化に寄与する事業者の掘り起こしを行う。

3 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 起業体験プログラム型セミナーの概要

創業に関心のある者を対象とした起業体験プログラム型セミナーを次のとおり企画し、実施する。

(1) セミナーの内容

WEB販売に関する基礎知識、広報、経理、ECサイトでの販売体験等

(2) 募集対象者

佐賀市在住で、自身で制作しているモノがあり、起業に興味がある者

(3) セミナー実施期間

令和4年9月～令和5年2月（※回数及び時期等は協議により決定する）

5 業務内容

(1) 起業体験プログラム型セミナーの開催に関する業務

① 企画・運営に関する業務

セミナー及び関連する業務の企画及び運営（内容企画、調整、準備、会場設営、進行等）に関すること。

② 講師との調整に関する業務

講師の選定、依頼、日程調整等に関すること。

③ 応募者の募集に関する業務

希望者受付、受付後の処理、応募者との連絡調整等に関すること。

④ 業務に係る経費の支払い事務

⑤ その他関連する諸事務

(2) 実績報告書の作成及び提出

受託者は、委託の実施状況を記録し、事業完了後、実績報告書とともに提出すること。

(3) その他

- ① 契約締結後速やかに、契約書及び仕様書に基づき、委託者と十分に協議を行うこと。
- ② 本業務の遂行状況について随時報告を行うとともに、委託者が必要と認めたときは、適宜協議の場を設ける。
- ③ 本業務を実施する中で必要が生じた事項については、委託者と協議の上、追加すること。

6 その他

- (1) 業務期間はもとより業務期間終了後も、業務で知り得た機密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ書面により委託者の承諾を得ていない場合、本業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は明記のない事項について、疑義が生じた場合は、双方協議し明確にするものとする。